

品川区教育支援センター設置要綱

制定	平成9年4月1日	教育長決定
改正	平成14年4月1日	要綱第7号
改正	平成19年4月1日	要綱第8号
改正	平成21年4月1日	要綱第7号
改正	平成27年3月31日	要綱第8号
改正	平成28年3月31日	要綱第29号
改正	平成28年5月31日	要綱第52号
改正	平成30年3月30日	要綱第21号
改正	平成31年3月29日	要綱第10号
改正	令和2年3月23日	要綱第9号
改正	令和3年4月1日	要綱第3号
改正	令和5年4月13日	要綱第18号
改正	令和6年4月25日	要綱第10号
改正	令和7年4月14日	要綱第9号

(設置および目的)

第1条 この要綱は、品川区立学校に在籍する児童・生徒のうち、主に心理的な要因等により、登校できない状態にある者に対して、適切な指導および援助を行い、在籍校への復帰を含めた社会的な自立ができるよう支援するため、品川区教育支援センター「マイスクール」（以下、「マイスクール」という。）を設置することとし、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称および場所)

第2条 マイスクールの名称および場所は、次の通りとする。

名称	場所
マイスクール八潮	品川区八潮5丁目2番1号 旧八潮北小学校内
マイスクール五反田	品川区西五反田6丁目5番1号 教育総合支援センター内
マイスクール浜川	品川区東大井3丁目18番34号 浜川中学校内
マイスクール西大井	品川区西大井4丁目1番8号

(開設期間および時間)

第3条 マイスクールの開設期間および時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日から翌年3月31日まで（但し、長期休業中の開設については、原則として学校の休業期間に準ずる。）とする。
- (2) 開設日は、始業式、終業式（修了式）、入学式、卒業式を除く、月曜日から金曜日までの授業日とする。
- (3) 開設時間は、原則として午前9時から午後4時までの間とする。

(事業内容)

第4条 マイスクールの支援内容は、原則として次のようにする。

- (1) 学習習慣および学習方法の確立と学力の伸長補充に関わる教科指導
- (2) 市民科における資質と能力の育成
- (3) 教育相談
- (4) その他、個々の社会的自立に向けた課題に対する支援

(運営)

第5条 マイスクールの運営は、品川区教育委員会事務局教育総合支援センター（以下「教育総合支援センター」という。）が当たる。

- 2 マイスクールの管理責任者は、教育総合支援センター長をもって充てる。
- 3 マイスクールの管理および運営については、不登校・相談担当主査がその任を担うとともに、指導主事の指導・助言の下に運営を行う。

(職員配置)

第6条 マイスクールの運営に当たって、第1条の目的および事業を遂行するために、次の職員を置く。

(1) 教室長

品川区教育委員会会計年度任用職員取扱規程に定める教室長または東京都会計年度任用職員・非常勤教諭で元学校管理職を置く。主としてマイスクールの運営全般に関わる。

(2) 指導員

品川区教育委員会会計年度任用職員取扱規程に定める教育支援員または東京都会計年度任用職員・非常勤教諭等を置く。主として学習指導・生活指導・進路指導に関わる。

(3) 教育心理相談員

品川区教育委員会会計年度任用職員取扱規程に定める教育心理相談員または品川区職員（心理）を置く。

(4) 事務職員

品川区教育委員会事務局教育総合支援センター 不登校・相談担当職員を置く。

2 必要に応じて、講師、コーディネーター等を置くことができるものとする。

3 協力体制

教育総合支援センターに所属する職員は、教育・心理・福祉の各分野から協力体制を構築し、不登校児童・生徒の支援に当たるものとする。

(運営連絡会議)

第7条 マイスクールの運営に関する事項について、マイスクール運営連絡会議（以下、「運営連絡会議」という。）を置く。

- 2 運営連絡会議の構成員は、教育総合支援センター長が指名する。
- 3 運営連絡会議は、教育総合支援センター長が必要に応じて開催を決定する。

(支援連絡会)

第8条 支援連絡会は、不登校の児童・生徒への支援について、教育総合支援センター長が定期的

または必要に応じて実施し、在籍校の校長、担任、教室長、必要に応じて、指導主事、マイスクールの指導員や教育心理相談員、スクールカウンセラー等が、支援の内容、関係諸機関を含めた支援の体制、連携等について協議する。

(対象者)

第9条 通室対象者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 品川区立学校に所属する児童・生徒で、主に心理的要因等により不登校の状態にあり、本人および保護者が、第1条（設置および目的）について理解した上で入室を希望する者。
- (2) 在籍校の校長（以下「校長」という。）が、不登校の児童・生徒の状況および設置するマイスクールの施設、設備、支援の特徴等に鑑み、通室することが適当であると判断した者。
- (3) 教育総合支援センター長が、通室することが適当であると判断し通室申込書を受理した者。

(見学および通室の手続き)

第10条 通室を希望するものは、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 在籍校の校長は、不登校児童・生徒の状況に基づき入室することが適当と判断したマイスクールへの「見学申込書」（様式1）を教育総合支援センター長に提出する。
- (2) 見学後、マイスクールで継続した支援や相談等を希望する児童・生徒の保護者は、「通室申込書」（様式2-1）を在籍校の校長に提出する。
- (3) 在籍校の校長は、保護者からの「通室申込書」（様式2-1）を受領後、「通室申込書」（様式2-2）を記入のうえ、教育総合支援センター長に提出する。通室申請にあたって、在籍校の校長は、支援連絡会等で協議された支援内容や関係諸機関について、児童・生徒および保護者と確認し、校内の支援および関係諸機関との連携体制を整備する。また、保護者は通室後の目標を定めて、児童・生徒を通室させる。

(退室および休止の手続き)

第11条 退室および休止を希望するものは、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 在籍校に復帰、転校等により、退室を希望する児童・生徒の保護者は、「同意書」（様式3、下段）を校長に提出する。
- (2) 在籍校の校長は、「退室申請書」（様式3、上段）を記入し、教育総合支援センター長へ提出する。
- (3) 在籍校の校長は、「通室申込書」を提出している児童・生徒のうち、継続的な通室が難しく、通室の一時休止を希望する児童・生徒がいる場合は保護者等と相談の上「通室休止届」（様式4）を教育総合支援センター長に提出する。
- (4) 在籍校の校長は、「退室申請書」もしくは「通室休止届」を提出した児童・生徒のうち、通室の再開を希望する児童・生徒がいる場合は保護者等と相談の上「通室再開届」（様式5）を教育総合支援センター長に提出する。

(児童・生徒の学籍等)

第12条 児童・生徒の学籍は、次のとおりとする。

- (1) 児童・生徒の学籍は、在籍校に置く。
- (2) 児童・生徒の指導要録は、在籍校で作成する。

(出席状況等の報告)

第13条 児童・生徒の通室状況については、マイスクールから毎月「通室状況報告書」(様式6)をもって校長に報告する。また、校長は、これに基づいて、毎月の通室状況や活動状況について保護者に情報提供するとともに、児童・生徒および保護者の状況を把握して、毎月の通学状況等を「通学状況報告書」(様式7)をもって教育総合支援センター長あてに報告するものとする。なお、必要に応じて、適宜相互に情報を共有するものとする。

(通室経路)

第14条 通室開始時に、児童・生徒および保護者は通室経路を確認し、校長が指定する。これにともない、通学定期等の事務手続きは在籍校が行うものとする。

(事故・傷病等)

第15条 通室中の指導時間内および通室の往復における児童・生徒の事故および傷病については、在籍校が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付をもって対処する。

(学納金)

第16条 マイスクールで行われる事業および教育活動に必要な経費は、受益者負担の原則から学納金として徴収することができるものとする。学納金の取り扱いについては、品川区立学校学納金取り扱い規約に準じて取り扱うものとする。

第17条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月14日から施行する。